

家族介護用品購入補助券について

下記の物品を購入する際に使用できます。

紙おむつ類、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭用品(ドライシャン
プー等)、口腔ケア用品、ポータブルトイレ用品、尿吸収防水用品、
食事エプロン、介護用衣類

※ 介護用衣類は、「寝たきりの方等を着替えさせる場合やおむつ交換する場合に、
介護者が衣類の着脱をし易いように、ファスナーやマジックテープ等を用いて
加工されたもの」とします。

以下の注意事項を必ず守り、ご使用をお願いいたします。

- 市内の指定の店舗で使用できます。(裏面をご覧ください。)
- おつりは出ません。
(例) 1, 890円分、紙おむつを購入した場合は、補助券を1枚使用し、
残りの890円は現金でお支払い下さい。
- お金に換えることはできません。
- 要介護者が、施設に入所した場合や療養型の病院に入院した場合など、自宅で介護していない場合は補助券交付の対象外になります。
- 不正使用が発覚した場合は、補助券を返還していただきます。
- 有効期限は令和9年3月31日までとなります。

【問い合わせ先】 田原市役所 高齢福祉課 電話 23-4654